3　各締約国は、自国の税関当局が次のことを行うことに関する手続を定めることができる。

(a)　権利者の申立てに基づき、自国から輸出されようとしている物品であって、商標権又は著作権若しくは関連する権利を侵害する疑いのあるものの解放を国境で停止すること。

(b)　職権により又は権利者の申立てに基づき、自国で積替えを行おうとしている物品であって、商標権又は著作権若しくは関連する権利を侵害する疑いのあるものの解放を国境で停止すること。

4　各締約国は、自国の税関当局が、自国に輸入され、自国から輸出され、又は自国で積替えを行おうとしている物品であって、特許、意匠又は植物の新品種に関する権利を侵害する疑いのあるものの解放を国境で停止することに関する手続を定めることができる。

5　この条に定める手続に従って行われる輸入又は輸出に関する停止に関しては、輸入締約国の権限のある当局は輸入に際し、輸出締約国の権限のある当局は輸出に際し、自国の法令又は司法当局が認める場合には、解放が停止される物品について、それぞれ権利者に対し、輸入者及び荷送人又は輸出者及び荷受人の氏名又は名称及び住所を通知する。

6　各締約国は、この条に定める手続に従って解放を停止した物品が権利を侵害していることについて肯定的な決定が行われた場合には、当該物品が権利者の同意なしに流通経路へ解放されないこと、及び権利者が同意する場合その他の例外的な場合を除くほか、当該物品が自国の法令に従って廃棄され、又は処分されることを確保する。

7　各締約国は、輸入者が異議を申し立てない場合に用いられる簡易な手続であって、権限のある当局が2に定める手続に従って解放を停止した物品を押収し、廃棄し、又は処分するためのものを定める。

注釈　この条の規定の適用上、「積替え」とは、千九百七十三年五月十八日に京都で作成された税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約（その改正を含む。）において定義される積替えをいう。

第十六・十九条　民事上の救済に係る権利行使

1　各締約国は、知的財産権の権利者が当該知的財産権を侵害していることを知っていたか又は知ることができる合理的な理由を有していた侵害者に対して開始する民事上の司法手続において、自国の司法当局が当該侵害者に対し、当該権利者の知的財産権の侵害によって当該権利者が被った損害を補償するために適当な賠償を当該権利者に支払うよう命ずる権限を有することを定める。

2　各締約国は、自国の法令に従うことを条件として、自国の司法当局が当該司法当局に提出された証拠を全体として根拠とすることにより損害賠償の額を決定する権限を有することを確保する。知的財産権の侵害に対する損害賠償の額を決定するに当たり、締約国の司法当局は、特に、権利者が提示する合理的な価値の評価（逸失利益、侵害の対象となった物品若しくはサービスの価値であって市場価格によって評価されるもの又は希望小売価格を含むことができる。）を考慮する権限を有する。

第十六・二十条　刑事上の手続及び刑罰に係る権利行使

1　各締約国は、刑事上の手続及び刑罰であって、少なくとも故意により商業的規模で行われる商標の不正使用、著作権及び関連する権利を侵害する複製並びに植物の新品種に関する権利の侵害について適用されるものを定める。

2　各締約国は、1の規定の対象となる物品の故意による輸入及び輸出を刑罰の対象となる不法な活動として取り扱う。締約国は、1の規定の対象となる物品の商業的規模の頒布、販売及び販売の申出を刑罰の対象となる不法な活動として定めることにより、これらの輸入及び輸出に関する自国の義務を履行することができる。

3　1及び2に規定する事案について適用する刑罰には、同様の重大性を有する犯罪に適用される刑罰の程度に適合した十分に抑止的な拘禁刑又は罰金を含める。

4　各締約国は、少なくとも故意により商業的規模で行われる商標の不正使用及び植物の新品種に関する権利の侵害の場合には、自国の権限のある当局が、権利を侵害された権利者による告訴を必要とすることなく、職権により訴追を行うことができることを確保する。

5　各締約国は、故意により商業的規模で行われる商標の不正使用並びに著作権及び関連する権利を侵害する複製の場合には、自国の司法当局が、自国の法令に従い、犯罪収益及び当該犯罪収益から生ずる財産の没収を命ずることができることを確保する。

注釈　この5の規定の適用上、オーストラリアについては、オーストラリアの司法当局は、オーストラリアの法律において「訴追することができる違反行為」として定義される違反行為についてのみ、犯罪収益及び当該犯罪収益から生ずる財産の没収を命ずることが要求される。

6　各締約国は、次の(a)及び(b)の要件を満たすラベル又は包装の故意による輸入及び国内における使用であって、商業上かつ商業的規模のものについて適用される刑事上の手続及び刑罰を定める。

(a)　自国の区域において登録されている商標と同一の標章又は当該商標と識別することができない標章が、許諾なしに当該ラベル又は当該包装に付されていること。

(b)　当該商標が登録されている物品と同一の物品について又は当該商標が登録されているサービスと同一のサービスに関連して商業上使用するためのものであること。

注釈1　締約国は、頒布に関する措置を講ずることにより、ラベル又は包装の輸入に関するこの6の規定に基づく自国の義務を履行することできる。

注釈2　締約国は、商標に係る犯罪の未遂について適用される刑事上の手続及び刑罰を定めることにより、この6の規定に基づく自国の義務を履行することができる。

第十六・二十一条　知的財産に関する小委員会

1　両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに知的財産に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。

(b)　この章の規定の対象となる知的財産に関する問題（地理的表示を含む。）について討議すること。

(c)　知的財産の保護、知的財産権の行使及び両締約国の知的財産に関する制度の運用に関連して両締約国間で行われている協力を監督すること。

(d)　合同委員会に対し小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。

(e)　合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3　(a)　小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、両締約国政府の代表者をその共同議長とする。

(b)　小委員会は、コンセンサス方式により、両締約国政府以外の関係団体の代表者であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものに対し、特定の問題について助言を与えるため、小委員会の会合に出席するよう招請することができる。

4　小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において並びに両締約国が合意する手段によって会合する。

第十七章　政府調達

第十七・一条　適用範囲

1　この章の規定は、対象調達に係る措置について適用する。

2　この章の規定の適用上、「対象調達」とは、物品、サービス又はその双方の政府調達であって、次の(a)から(e)までに定める要件を満たすものをいう。

(a)　購入、借入れ（購入を選択する権利の有無を問わない。）その他の方法、建設・運営・移転に係る契約、公共事業に関する特別の許可に係る契約等を通じて行う契約により行われること。

(b)　調達機関により行われること。

(c)　第十七・十条の規定に従って公示を行う時点において、締結される契約の価額が附属書十三（政府調達）において特定する基準額以上であると第十七・五条の規定に従って見積もられること。

(d)　附属書十三（政府調達）に定める条件に従うこと。

(e)　この協定により適用範囲から除外されていないこと。